

日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規

2016年4月22日制定

2017年3月24日改定

2018年3月23日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、日本専門医機構（以下、「機構」という。）の基準に基づき、機構から委託され公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）が行う日本専門医機構認定麻酔科専門医（以下、「専門医」という。）の事前審査の運用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 専門医とは、この内規に定める所定の事前審査に合格し、機構が、麻酔科関連の臨床に関する十分な知識と技量を有すると認定した麻酔科関連の業務に専従する者をいう。

2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

3 本条第1項の専従とは、前項に掲げる業務を主たる業務とし、週3日以上携わっていることをいう。

4 本条第2項の麻酔関連の業務には、基礎研究期間は算定しない。臨床研究についても新規申請の場合、算定しない。ただし、更新申請の場合、別途審査する。

(有効期間)

第 3 条 専門医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

(認定の取消)

第 4 条 機構は、以下に掲げる事由に該当するとき、専門医の資格を取り消す。

- (1) 専門医が認定の取消を申し出たとき
- (2) 専門医の更新の手続きをしなかったとき
- (3) 専門医の申請条件を満たさなかったとき
- (4) 機構の理事会が専門医としてふさわしくないと認めたとき

2 機構が、前項第3号の事由により専門医の資格を取り消すとき、事前に本人に対し弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第5条 専門医の事前認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 医師臨床研修終了後、申請する年の3月31日までに満3年以上の機構が定める麻酔科専門医研修プログラムを修了すること。また、麻酔科専門医研修プログラムで修練している間は、麻酔科関連業務に専従していること。
- (2) 申請する年の日本麻酔科学会（以下、学会）の会費を完納していること
- (3) 申請する年の3月31日までに下記の必要症例数を含む600例以上の麻酔科管理症例（局所麻酔を含む）を担当医として経験していること。医師臨床研修期間中に研修プログラム所属機関で実施した症例についても経験症例として含めることができる。なお、小児と心臓については1症例の担当医を2人までとするが、その他の麻酔症例では1症例の担当医は主たる1名とする。また、1症例を重複して申請することは認めない。
 - ・小児（6歳未満）の麻酔 25 症例
 - ・帝王切開術の麻酔 10 症例
 - ・心臓血管手術の麻酔（胸部大動脈手術を含む） 25 症例
 - ・胸部外科手術の麻酔 25 症例
 - ・脳神経外科の麻酔 25 症例
- (4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の実績があること
- (5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードを取得していること

(臨床実績)

第6条 この内規第5条第1号および第3号に定める麻酔科関連業務への従事にかかる証明は、研修プログラム統括責任者が提出する年次報告書の麻酔経歴、研修プログラム臨床実績とする。

(研究実績)

第7条 この内規第5条第4号に定める実績は10単位とし、学術集会等への参加による実績、専門医共通講習による実績、学術発表による実績に区分する。

- 2 学術集会への参加による実績は5単位とする。5単位は、この法人が主催する学術集会等への参加による実績とし、少なくとも1回は、この法人の年次学術集会への参加による実績3単位を含まなければならない。
- 3 専門医共通講習による実績は3単位とし、医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講

習会をそれぞれ受講しなければならない。

- 4 学術発表による実績は2単位とし、この法人が主催する学術集会等での発表あるいは学会の機関誌、準機関誌への発表のいずれか、またはその組み合わせによる実績1単位を含まなければならない。
- 5 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加による実績は、主たる学術集会に限り算定することができる。ただし、参加証明書等が発行される国際的な学術集会等および講習会に参加したときは、この限りではない。
- 6 実績は、別表により算定する。

(申請)

第8条 専門医の認定審査を希望する者は、学会の認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、

以下の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

- (1) 専門医新規認定申請書（職務経歴書含む） 1部
 - (2) 麻酔経歴書の写し 1部
 - (3) 研修プログラム臨床実績報告書（5年分） 1部
 - (4) 専門医実績目録 1部
 - (5) 麻酔科専門医研修プログラム修了証 1部
 - (6) 写真 会告で定める部数
- 2 専門医の認定申請の受付期間は、毎年5月1日から6月30日とする。
 - 3 専門医認定の審査料は、この内規第10条に定める、試験科目ごとに10,000円とし、申請時に納付する。申請後2週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(審査)

第9条 専門医の認定審査は、書類審査ならびに筆記試験、口頭試験および実技試験とし、この法人の認定審査委員会が事前審査を実施する。ただし、学会の認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課することができる。

- 2 筆記試験、口頭試験および実技試験は、研修プログラムで満4年修練が修了した後、試験科目ごとに受験することができる。ただし、試験を受ける年の3月31日までに、研修プログラムを満3年修了し、この内規第5条第2号、第3号、第4号、第5号の条件を満たす場合は、試験科目ごとに受験することができる。
ただし、書類審査が合格しない場合は、試験を受験することはできない。また、試験合格通知後、研修修了見込証明書を提出すること。
- 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

第10条 いずれかの科目に最初に合格した年から4年以内に、全ての科目に合格しなかったとき、すでに合格している科目の合格を取り消す。

(認定・登録)

第11条 この法人の認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を機構に通知する。

2 審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に専門医登録料10,000円を納付する。2週間後納付が確認されなかった場合は合格を取り消す。

3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更新)

第12条 専門医資格の有効期間が終了し、引き続き専門医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新の手続きをしなければならない。

(更新資格)

第13条 専門医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

(1) 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること

(2) 専門医の資格を取得後、引き続き麻酔科関連業務に専従していること

(3) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の実績(勤務実績、診療実績、講習受講実績)があること

2 前項第2号の規定にかかわらず、所属診療科長が、やむを得ない事情により主たる業務として麻酔科関連業務に週3日以上携わることが困難であると判断したときは、1年を限度として「専従」を「原則として週1日の麻酔科関連業務に従事すること」と読み替え、所属診療科長の証明書を添付して申請することができる。

(勤務実態の証明)

第14条 前条第3号に定める麻酔科関連業務への勤務実態を証明する自己申告書、職務経歴・麻酔経歴とする。勤務実態については、直近1年間の実態を申告すること。

(診療実績)

第15条 この内規第13条第3号に定める診療実績の証明は手術麻酔、集中治療・救急医療、ペインクリニック、入院患者疼痛管理・緩和ケア等の麻酔科関連業務の5年間の症例数を記載した臨床実績報告書とする。専門医として単一施設で週3日以上勤務している場合は、手術麻酔症例については症例数のみの記載とし、単一施設で週3日以上勤務ではなく、複数施設において合計週3日以上麻酔科関連業務をしている場合には、施設ごとにまとめて手術麻酔症例の全症例記録を提出すること。それ以外は、5年分の症例(最大100症例)の症例

一覧表を提出すること。

(実績)

第16条 前条第3号に定める実績は、50単位とし、以下の各号に掲げる実績を満たさなければならない。

- 1 診療実績 最小5単位，最大10単位
(連続して3回以上更新を経た専門医は10単位を付与)
 - (1) 主担当医，あるいは指導医として担当した麻酔症例1例につき0.02単位
1症例につき主担当医，指導医ともに最大2名まで認める
 - (2) ペインクリニック，入院患者疼痛管理，緩和ケア担当症例1例につき0.1単位
集中治療での担当症例1例につき0.1単位
救急医療での担当症例1例につき0.1単位

- 2 専門医共通講習受講実績 最小3単位，最大10単位
うち必修3項目をそれぞれ1単位以上含むこと

- 3 麻酔科領域講習受講実績 最小15単位
うち10単位は学会が主催する講習会であること

- 4 学術業績・診療以外の実績 最小6単位
 - (1) 学術集会への参加
この法人の主催する年次学術集会および支部学術集会を6単位とし，うち年次学術集会の出席1回(3単位)を必須とする
 - (2) 学術集会等での発表
 - (3) 学術雑誌への論文発表
 - (4) 学術雑誌の論文査読
 - (5) 専門医試験に関する業務
 - (6) 講演会等での座長，司会
 - (7) 地域や学校などでの学術講演
 - (8) 学校の校医業務

(更新申請)

第17条 専門医資格の更新を希望する者は，この法人の認定審査委員会の指定する方法により申請を行い，以下の各号に掲げる書類を機構に提出し，更新を申請しなければならない。

- (1) 専門医更新認定申請書 1部
- (2) 職務経歴書 1部
- (3) 麻酔経歴書の写し 1部
- (4) 診療実績報告書(5年分) 1部
- (5) 専門医実績目録 1部

- 2 専門医の更新申請の受付期間は、認定期間が終了する年の前年 9 月 1 日から 10 月 31 日までとする。
- 3 専門医更新の審査料は、20,000 円とし、申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。
- 4 専門医の更新認定を申請する年に達している者は、専門医の更新申請に併せて指導医の認定を申請することができる。ただし、初回の専門医更新に併せて指導医の認定を申請するときには、別に定める認定指導医に関する内規第 5 条に定める資格を満たさなければならない。
- 5 前項の規定に基づき、麻酔科指導医の認定審査を希望する者の専門医更新の受付期間は、本条第 2 項の規定にかかわらず毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(更新審査)

第 18 条 専門医の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が事前審査を実施する。ただし、必要に応じて追加審査を行う場合がある。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第 19 条 学会の認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を機構に報告する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後 2 週間以内に登録料 10,000 円を納付する。2 週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(専従不足および実績不足による休止申請)

第 20 条 専門医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔科関連の業務に専従できず更新に必要な実績を満たすことができなかつたときは、休止期間を設けることができる。なお、その期間については専門医と称することはできない。

- (1) 妊娠、出産、育児、病気療養、介護、病院長、学部長等の管理職、災害被災
- (2) 国外留学、海外に居住したとき

- 2 前項に該当し、専門医の更新の猶予を希望する者は、その期間の開始後 1 ヶ月以内に専門医猶予申請を行わなければならない。
- 3 休止申請を許可された者は、休止から復帰した時点で、この法人に報告する。
- 4 休止期間に取得した単位は加算できない。

(専従期間不足および実績不足による更新の猶予)

第 21 条 専門医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔科関連の業務に専従できなかった期間が 24 ヶ月以内または、更新に必要な実績を満たすことができない場合は、

猶予開始日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については専門医と称することはできない。

- (1) 妊娠，出産，育児，病氣療養，介護，病院長，学部長等の管理職，災害被災
- (2) 国外留学，海外に居住したとき
- 2 前項に該当し，専門医の更新の猶予を希望する者は，有効期間が終了する前年の10月31日までに猶予申請書および，この内規第17条第1項第2，3，4，5号の書類をこの法人の理事会に専門医猶予申請を行わなければならない。
- 3 専門医猶予申請を許可された者は，猶予開始から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。
- 4 猶予期間に取得した単位は有効とする。

第4章 再認定

(猶予期間後の資格の再認定)

第22条 専門医は，この内規第4条第1項第2号および第3号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき，再度専門医の申請をすることができる。

(申請条件)

第23条 専門医失効後から，申請時までの期間に，学会の年次学術集会への出席が1回とリフレッシュャーコースの受講実績が3回あり，専門医試験（口頭試験・実技試験）を受験して合格した場合，専門医資格を再取得できる。

(申請)

第24条 この内規第23条に該当するものが再認定審査を申請するときは，学会の認定審査委員会の指定する方法により申請を行い，以下の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 専門医再認定申請書 | 1部 |
| (2) 職務経歴書 | 1部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1部 |
| (4) 診療実績報告書（直近3ヶ月分） | 1部 |
| (5) 専門医実績目録 | 1部 |
| (6) 写真 | 会告で定める部数 |

- 2 専門医の再認定申請の受付期間は，毎年5月1日から6月30日とする。
- 3 専門医認定の審査料は，この内規第10条に定める試験科目ごとに10,000円とする。ただし，書類審査が合格しない場合は，試験を受験することはできない。また，実地試験を実施するときは，旅費等の実費を別途徴収する。

(再認定者の審査)

第27条 専門医の再認定審査は，以下の通り学会の認定審査委員会が事前審査を実施する。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

第28条 専門医再認定の合格科目の取消は、この内規第10条の規定を適用する。

(認定・登録)

第29条 学会の認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を機構に報告する。

- 2 審査に合格した者は、専門医登録料10,000円を納付する。
- 3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第5章 補 則

(雑 則)

第30条 この内規に定める事項のほか、専門医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第31条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2019年4月1日以降に専門医の新規認定審査を受けようとする者、2019年4月1日以降に専門医の認定期間を終了し、専門医を更新するもの、または2021年4月1日以降に暫定専門医の認定期間を終了する者に適用する。
2. 2018年度までに行われる専門医の新規認定審査を受けようとする者、2013年度以前の専門医試験を受験し筆記、口頭、実技のうち1科目もしくは2科目のみ合格しており有効期間内の者、2019年3月31日以前に専門医の認定期間を終了し、専門医を更新する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定専門医の認定期間を終了する者は別に定める申し合わせを参照する。